

■ 京都府休業要請対象事業者支援給付金のお知らせ（ご案内）【令和2年5月7日時点】

京都府は5月7日（木曜日）より「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の申請受付を開始しました。
[京都府休業要請対象事業者支援給付金について／京都府ホームページ](http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html)
 （<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html>）京都府専用ホームページ内の
WEB 申請入口（外部リンク）（<https://sienkyufu.pref.kyoto.lg.jp/aplForm>）から申請いただけます。

<p>内 容</p> <p>対 象</p>	<p>事業全般に広く使える給付金</p> <p>京都府が施設の使用停止・休止及び営業時間の短縮について要請や協力依頼した施設（支給要件）</p> <p>◆対象施設</p> <p>自身が支給対象かどうかは、以下の早見表から確認可能</p> <p>支援給付金支給対象判定早見表 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/hayamihyo.pdf</p> <p>施設の一覧は以下（京都府ホームページに掲載）からも確認可能</p> <p>1. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活維持） http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/youseisetsu-list_1-1.pdf</p> <p>2. 基本的に休止を要請しない施設（社会福祉） http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/youseisetsu-list_1-2.pdf</p> <p>3. 基本的に休止を要請する施設 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/youseisetsu-list_2.pdf</p>
<p>支給額</p>	<p>中小企業・団体 一律20万円 個人事業主 一律10万円</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和2年5月7日（木）から令和2年6月15日（月）まで （支援給付金の支給は、1事業者につき1度のみ）</p>
<p>申請方法</p>	<p>(1)WEB 申請</p> <p>京都府休業要請対象事業者支援給付金専用ホームページ内 （http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html） WEB 申請フォーム（https://sienkyufu.pref.kyoto.lg.jp/aplForm）からの電子申請</p> <p>(2) 郵送による申請【6月15日（月）までの消印有効】</p> <p>（宛先）〒606-8799 左京郵便局留 京都府支援給付金センター</p> <p>◎簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により郵送 ◎封筒裏面に差出人の住所・氏名を記載 ◎持参による受付、対面での説明は不可</p> <p>申請手続き・内容詳細は京都府休業要請対象事業者支援給付金支給要項を参照 （http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/shikyuyoukou0505.pdf）</p> <p>※支給要項や申請書等の様式は木津川市商工会でも配布中</p> <p>◆申請書類</p> <p>①様式1（京都府休業要請対象事業者支援給付金申請書）《エクセル形式》</p> <p>②様式2（支払口座振替依頼書）《ワード形式》</p> <p>③様式3（誓約書）《ワード形式》</p>

	<p>④緊急事態措置以前から営業活動を行っていたことが確認できる書類（次の(1)～(3)の全ての書類が必要)</p> <p>(1) 営業活動を行っていたことがわかる以下のアからウの全ての書類（写し） ア. 直近の確定申告書（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの） イ. 直近の月締め帳簿など営業実態が分かる資料 ウ. 施設の外観（社名や店舗名入り）及び内観の写真、パンフレット等</p> <p>(2) 業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（写し） 例：飲食店営業許可証、風俗営業許可証等</p> <p>(3) 本人確認書類（写し） 法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 個人：運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）</p> <p>⑤休業等の状況がわかる書類</p> <p>(1) 休業（旅館、ホテルにおいては宴会の用に供する部分の使用停止を含む）の状況がわかる書類</p> <p>(2) 営業・酒類の提供時間の短縮の状況がわかる書類（食事提供施設において営業時間の短縮をされた場合） 通常時の営業・酒類の提供時間及び短縮後の時間の両方が確認できる書類を提出 例：休業や営業時間短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM等の写し（写真も可）</p> <p>施設コード一覧を参照 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/02shisetsucode.pdf</p> <p>申請書記載例を参照 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/04kinyurei.pdf</p> <p>Q & A（よくあるお問合せ）を参照 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/faq0505.pdf</p>
<p>問い合わせ先 相談ダイヤル</p>	<p>京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター 075-706-1300（平日9:00～17:00）</p>

■ 木津川市休業要請対象事業者支援給付金のお知らせ（ご案内）【令和2年5月7日時点】

木津川市は京都府知事から休業要請を受け、その要請に協力した事業者に対し、京都府と連携して休業支援を行います。

京都府休業要請対象事業者支援給付金に上乗せして、木津川市も休業要請対象事業者支援給付金が支給されます。

<p>内 容</p>	<p>事業全般に広く使える給付金</p>
<p>対 象</p>	<p>京都府休業要請対象事業者支援給付金を受給した事業者のうち、申請書の「施設についての情報」欄に木津川市の施設を記載した事業者。 京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給要件と同一（京都府ホームページ参照）</p>
<p>給付額</p>	<p>中小企業・団体 一律20万円 個人事業主 一律10万円</p>
<p>その他</p>	<p>「木津川市休業要請対象事業者支援給付金」について - 木津川市を参照 (https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/9,41254,42.html)</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>木津川市マチオモイ部観光商工課 0774-75-1216</p>